

公害防止基準値の一時的な超過について(令和3年1月31日)

公害防止基準値の一時的な超過について(令和3年1月31日)

可燃ごみ処理施設において、2号炉焼却炉の排ガス中水銀濃度が一時的に当組合の定める公害防止基準値(50 μ g/m³N)を超える事態が発生しました。今回、短時間で正常な数値に復帰したため当組合の定める施設停止の基準^{※1}には至らず、また、適切な操作により事態は収束しております。なお、周辺地域に環境汚染や健康被害を生じることはありません。

詳細につきましては下記添付資料をご覧ください。

※1 運転停止・再開方針のことをいいます。

【抜粋】自動測定機で異常な数値が検出された24時間後の数値(1時間平均値)が公害防止基準値を超過する場合は当該焼却炉を立ち下げる。

運転停止・再開の方針の詳細は[こちら](#)をご覧ください。

[公害防止基準値の一時的な超過について\(令和3年1月31日\).pdf \[69KB pdfファイル\]](#) 

このページに関するお問合せ

浅川清流環境組合 事業課

〒191-0021 東京都日野市石田一丁目210番地の2

電話：042-506-2923 FAX：042-589-0545 電子メール：kawasemi@asakawaseiryu.jp

この組織からさがす：[浅川清流環境組合 事業課](#)